

平成 24 年 10 月 15 日

店頭デリバティブ取引の清算集中義務に関するご依頼

来る平成 24 年 11 月 1 日より、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正含む。）（以下「金商法」といいます。）第 156 条の 62 及びそれに関する店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成 24 年内閣府令第 48 号）（以下「デリバティブ府令」といいます。）に基づき、一定の店頭デリバティブ取引について清算集中義務が課せられることとなります。かかる施行日以降、金融商品取引業者等が金融商品取引業者等を相手として金商法第 156 条の 62 第 1 号又は第 2 号に掲げる取引（以下「清算対象店頭デリバティブ取引」といいます。）を行う場合には、デリバティブ府令が定める一定の例外に該当しない限り、金融商品取引清算機関（同条第 2 号取引については金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関）を利用する必要があります。

International Swaps and Derivatives Association, Inc.（以下「ISDA」といいます。）は、市場参加者の要望を受け、清算対象店頭デリバティブ取引の当事者が金商法第 156 条の 62 が定める清算集中義務の例外項目の一つであるデリバティブ府令第 2 条第 3 項第 4 号に該当するか否かの確認を効率的に行う機会を提供することとし、本書面（以下「本依頼書」といいます。）を作成、公表しました。デリバティブ府令第 2 条第 3 項第 4 号に基づき、貴法人が行う清算対象店頭デリバティブ取引が金商法第 156 条の 62 が定める清算集中義務の例外に該当する場合に、本依頼書に添付する店頭デリバティブ取引の清算集中義務に関する確認書（以下「本確認書」といいます。）のご提出をお願いするものです。

本確認書の内容をよくお読み頂き、そこに記された事項にご同意いただける場合は、以下の手順で本確認書を ISDA までご交付いただくようお願いいたします。

【本確認書の交付方法】

- (1) 本確認書で必要とされる事項（本確認書第 1 項における該当事由の選択及び本確認書別紙における貴法人の連絡先）をご記入の上、貴法人の住所、名称並びに権限ある方の役職及びお名前を記載し、ご捺印又はご署名いただいた本確認書の原本の PDF ファイルをご作成ください。なお、本確認書は、貴法人のレターヘッドが使用できない事情があるなどの場合を除き、貴法人のレターヘッドを使用してご作成ください。
- (2) 原本と同一の内容で、権限ある方の役職及びお名前並びにご捺印又はご署名を省略した副本の PDF ファイルをご作成ください。
- (3) 上記(1)及び(2)でご作成いただいた原本と副本の 2 つの PDF ファイルを電子メールによりご送付ください。郵送によるご送付は受け付けておりませんのでご了承ください。

－ 送付先メールアドレス：JapanFIEA@isda.org（専用アドレス）

ご送付いただいた本確認書の副本は、貴法人のご連絡先の情報を除き ISDA のウェブページ(www.isda.org)上で公開され、貴法人と清算対象店頭デリバティブ取引を行う相手方が、貴法人との取引が例外に該当するか否か判断する際に利用させていただきます。なお、ISDA はかかるウェブページ上での公開以外には、第三者に対して本確認書を開示することはありません。

以上